

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年3月2日（令和4年（行情）諮問第173号）

答申日：令和4年7月21日（令和4年度（行情）答申第156号）

事件名：行政文書ファイル「平成26年度 宿舍申請書」につづられている文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる85文書（以下、順に「文書1」ないし「文書85」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月26日付け防官文第5207号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

##### （2）不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

##### （3）電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

- (4) 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

- (5) 被写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、被写媒体としてDVD-Rが選択できるように改めて決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月8日付け防官文第3784号により、文書3の案文の1枚目のみ（以下「先行開示文書」という。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和3年3月26日付け防官文第5207号により、文書3の案文の1枚目を除く部分並びに文書1、文書2及び文書4ないし文書85について、法5条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

#### 3 本件対象文書について

本件対象文書は、人事教育局厚生課宿舎企画室（以下「宿舎企画室」という。）が保有する行政文書ファイルにつづられている行政文書であり、紙媒体で管理されているものである。

#### 4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

- (2) 審査請求人は、「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは審査会の審議において意見を申し立てるに当たっ

て具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」として、不開示決定処分の対象部分の特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は、不開示箇所を適正に特定の上、開示決定通知書に具体的に記載している。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。」として、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めるが、上記3のとおり、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (4) 審査請求人は、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。」として、文書の特定に漏れがないか確認するよう求めるが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。
- (5) 審査請求人は、「開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。」として、複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求めるが、当該主張は、開示の実施の方法に係る不服申立てであって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 同年6月17日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月15日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成26年度 宿舍申請書」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2014年度、大分類：宿舍、中分類：宿舍管理、名称（小分類）：平成26年度 宿舍申請書）である。原処分を行った経緯は、理由説明書（上記第3を指す。以下同じ。）の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、理由説明書の3において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有もしていない。

イ 当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書85（先行開示文書及び本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舍企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

## (2) 検討

ア 上記(1)アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁より提示を受けた本件対象文書の行政文書ファイル管理簿への登録状況が分かる資料を確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種類」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記(1)アの説明に符合することが認められ、上記(1)ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記第3の4(4)及び上記(1)ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

なお、当審査会において本件開示実施文書を確認したところ、文書16の6枚目、11枚目及び14枚目のマスキング処理により不開示部分として取り扱われている部分の一部は、原処分に係る開示決定通知書の別紙第2の「不開示とした部分」欄に含まれておらず、当該部分は、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分のうち、別紙の3(1)、(2)及び(4)に掲げる部分を除く部分には、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする防衛省・自衛隊の職員の氏名、印影、性別、所属部署、職務の級、号俸及び電話番号等の連絡先、当該宿舎の貸与を受ける前の住所又は退去後の住所、緊急時等の連絡先として記載されている者の氏名、住所、電話番号及び勤務先、当該宿舎の名称、所在地、戸番、構造・規格並びに自動車の保管場所等の外、当該職員の家族構成等に関する情報及び各種証明書等の写し、当該職員が支払う月額等使用料等及び退去時等の損害賠償金額、当該宿舎の損害賠償金に係る軽減措置の期間及び理由、当該宿舎の貸与を受ける理由又は退去等の理由等並びに宿舎管理人の氏名、連絡先及び印影が文書ごと一体として記載されていると認められる。

ア これを検討するに、当該不開示部分は、当該宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員及び宿舎管理人並びに緊急連絡先に記載されている者等ごと一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められ、また、当該宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員及び緊急時等の連絡先として記載されている者等に係る当該部分は、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、宿舎管理人に係る当該情報について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、公務員宿舎の管理業務は、宿舎に居住する住人に個別に委託しているものであり、公務員の職務遂行情報ではないとのことであり、これを覆すに足る事情も認められず、当該部分は、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

イ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該不開示部分のうち、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする

防衛省・自衛隊の職員の氏名、印影、性別、所属部署、職務の級、号俸及び電話番号等の連絡先、緊急連絡先に記載されている者等の氏名、住所、電話番号及び勤務先、当該宿舎の貸与を受ける前又は退去後の住所、当該宿舎の名称、所在地、戸番及び自動車の保管場所等、当該職員の家族構成等に関する情報及び各種証明書等の写し並びに宿舎管理人の氏名、連絡先及び印影については、公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員、宿舎管理人等氏名が記載されている者ごとの個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

また、その余の部分についても、不開示とされた部分が開示された場合、当該宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員等の個人を特定する手掛かりとなり、当該宿舎住民の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別紙の3(1)、(2)及び(4)に掲げる部分については、法5条1号に定める特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められないので、同号に該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の起案者、決裁者及び担当者並びに関係省庁の職員の氏名、官職並びに個人の印影が記載されていると認められる。

ア 当該不開示部分の不開示理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを開示すると、本件については、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは

妥当である。

- (3) 別表の番号3に掲げる部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の職員の内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

これを検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足る事情は認められないことから、当該部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (4) 別表の番号4に掲げる不開示部分のうち、別紙の3(3)及び(5)に掲げる部分を除く部分には、無料宿舎(国家公務員宿舎法施行令9条2号該当)を貸与する職員に指定しようとする職員等の氏名、印影、性別、所属部署、職務の内容、官職、号俸、当該宿舎の名称、所在地、戸番、構造・規格等、入居日及び当該職員の家族構成等に関する情報並びに当該宿舎を貸与する職員を指定しようとする具体的かつ詳細な理由等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、防衛省の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3(3)及び(5)に掲げる部分については、原処分において既に開示されている部分と同旨及び容易に推測できる内容が記載されていることから、これらを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められず、また、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、法5条1号及び3号に該当せず、開示すべきである。

- (5) 別表の番号5に掲げる不開示部分には、公務員宿舎の名称及び所在に関する情報等が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これらを公にすることにより、テロ等による当該宿舎住民の身体及び財産等への不当な侵害や特定の構造物への不法な侵入・破壊行為といった犯罪を誘発させるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

## 別紙

### 1 (本件請求文書)

管理簿	新管理簿
作成・取得年度等	2014年度
府省名	防衛省本省
大分類	宿舍
中分類	宿舍管理
名称(小分類)	平成26年度 宿舍申請書

### 2 (本件対象文書)

- 文書1 公務員宿舍の明渡猶予申請(通知)について(装本総務第2664号。26.6.27)
- 文書2 公務員宿舍損害賠償軽減措置について(通知)(防医総厚第115号。27.1.23)
- 文書3 国家公務員宿舍法施行令第9条該当職員の異動について(報告)(防人厚第5113号。26.4.10)(案文の1枚目を除く。)
- 文書4 国庫歳入金払戻請求について(防人厚第8105号。第8106号。26.6.6)
- 文書5 配分提示宿舍の継続配分手続きについて(防人厚第9772号。26.7.3)
- 文書6 国庫歳入金払戻請求書について(防人厚第10760号。26.7.18)
- 文書7 納入告知書の送付先変更について(依頼)(防人厚第12558号。26.8.21)
- 文書8 国家公務員宿舍法施行令第9条該当職員の指定について(報告)(防人厚第13748号。26.9.17)
- 文書9 国庫歳入金払戻請求書について(防人厚第13749号。第13750号。26.9.17)
- 文書10 国庫歳入金払戻金請求書について(防人厚第17095号。26.11.25)
- 文書11 配分提示宿舍の継続配分手続きについて(防人厚第63号。27.1.20)
- 文書12 合同宿舍模様替等工事要求について(防人厚第710号。27.1.26)
- 文書13 配分提示宿舍の継続配分手続きについて(防人厚第3260号。27.3.13)
- 文書14 宿舍明渡実施計画書(25.2.25付)

- 文書15 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第5287号。第5288号。26.4.15）
- 文書16 宿舎明渡猶予希望状況表
- 文書17 公務員宿舎明渡猶予申請（承認）書（26.7.25付）
- 文書18 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第11787号。26.8.7）
- 文書19 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第11789号。第11790号。26.8.7）
- 文書20 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第12557号。26.8.21）
- 文書21 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第13420号。26.9.8）
- 文書22 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第16810号。26.11.19）
- 文書23 宿舎損害賠償金軽減申請（承認）書（26.11.18付）
- 文書24 宿舎損害賠償金軽減申請（承認）書（26.12.1付）
- 文書25 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第18390号。26.12.12）
- 文書26 宿舎明渡猶予申請書（26.12.26付）
- 文書27 損害賠償金軽減申請（承認）書（27.1.13付）
- 文書28 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第479号。27.1.27）
- 文書29 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第812号。27.1.27）
- 文書30 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第1129号。27.2.5）
- 文書31 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第1792号。27.2.18）
- 文書32 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第2250号。27.2.23）
- 文書33 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第3805号。27.3.16）
- 文書34 宿舎明渡実施計画書について（防人厚第4287号。27.3.17）
- 文書35 宿舎貸与申請書（26.3.26付）
- 文書36 宿舎貸与申請書（26.3.27付）
- 文書37 合同宿舎の貸与について（26.4.8付）
- 文書38 宿舎貸与状況の変更について（防人厚第5020号。第502

- 1号。26.4.8)
- 文書39 無料宿舎を貸与する職員の指定及び合同宿舎の貸与について  
(26.4.8付)
- 文書40 合同宿舎の貸与について(26.4.16付)
- 文書41 宿舎貸与状況の変更について(防人厚第6531号。26.  
5.12付)
- 文書42 宿舎貸与申請書(26.5.20付)
- 文書43 合同宿舎の貸与について(26.6.19付)
- 文書44 合同宿舎の貸与について(26.6.24付)
- 文書45 宿舎貸与申請書(26.6.24付)
- 文書46 合同宿舎の貸与について(26.7.1付)
- 文書47 宿舎貸与申請書(26.7.17付)
- 文書48 合同宿舎の貸与について(26.7.18付)
- 文書49 宿舎貸与状況の変更について(防人厚第11375号。26.  
7.29)
- 文書50 宿舎貸与申請書(26.7.30付)
- 文書51 無料宿舎を貸与する職員の指定に係る協議について(防人厚第  
11482号。26.7.31)
- 文書52 合同宿舎の貸与について(26.8.6付)
- 文書53 無料宿舎を貸与する職員の指定及び合同宿舎の貸与について  
(26.8.6付)
- 文書54 合同宿舎の貸与について(26.8.21付)
- 文書55 宿舎貸与状況の変更について(防人厚第12545号。26.  
8.21)
- 文書56 合同宿舎の貸与について(26.9.4付)
- 文書57 無料宿舎を貸与する職員の指定及び合同宿舎の貸与について  
(26.9.5付)
- 文書58 合同宿舎の貸与について(26.9.10付)
- 文書59 宿舎貸与申請書(26.9.18付)
- 文書60 合同宿舎の貸与について(26.9.29付)
- 文書61 無料宿舎を貸与する職員の指定に係る協議について(防人厚第  
14477号。26.10.1)
- 文書62 無料宿舎を貸与する職員の指定について(26.10.15  
付)
- 文書63 合同宿舎の貸与について(26.10.20付)
- 文書64 宿舎貸与申請書(26.10.27付)
- 文書65 宿舎貸与申請書(26.10.29付)
- 文書66 宿舎貸与申請書(26.11.5付)

- 文書67 無料宿舎を貸与する職員の指定について(26.11.4付)
- 文書68 合同宿舎(無料宿舎)の貸与について(26.11.6付)
- 文書69 合同宿舎の貸与について(26.11.27付)1
- 文書70 合同宿舎の貸与について(26.11.27付)2
- 文書71 宿舎貸与申請書(26.12.4付)
- 文書72 合同宿舎の貸与について(26.12.19付)
- 文書73 宿舎貸与申請書(26.12.25付)
- 文書74 合同宿舎の貸与について(27.1.20付)
- 文書75 合同宿舎の貸与について(27.1.27付)
- 文書76 合同宿舎(無料宿舎)の貸与について(27.1.30付)
- 文書77 合同宿舎の貸与について(27.2.2付)
- 文書78 合同宿舎の貸与について(27.2.5付)
- 文書79 合同宿舎の貸与について(27.2.10付)
- 文書80 合同宿舎の貸与について(27.3.6付)
- 文書81 無料宿舎を貸与する職員の指定に係る協議について(防人厚第  
3502号。27.3.10)
- 文書82 宿舎貸与申請書(27.3.13付)
- 文書83 合同宿舎の貸与について(27.3.26付)他1件
- 文書84 宿舎貸与申請書(27.3.25付)
- 文書85 合同宿舎不在届について(26.7.29付)

### 3 (開示すべき部分)

- (1) 文書4の6枚目, 11枚目, 16枚目, 21枚目, 26枚目, 32枚目  
及び37枚目の不開示部分
- (2) 文書6の6枚目の不開示部分
- (3) 文書8の5枚目の表中「No」欄の不開示部分全て
- (4) 文書9の8枚目, 14枚目, 23枚目, 24枚目及び30枚目の不開示  
部分
- (5) 文書61の3枚目及び7枚目, 文書62の6枚目, 文書67の5枚目及  
び文書81の4枚目の表中「指定しようとする職員の職名等」欄の右欄の  
1行目の不開示部分全て

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	2 枚目の一部並びに 3 枚目の割り印及び「個人情報」表記を除く全部	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	1 枚目の一部	
	文書 4	2 枚目ないし 5 枚目， 7 枚目ないし 1 0 枚目， 1 2 枚目ないし 1 5 枚目， 1 7 枚目なし 2 0 枚目， 2 2 枚目ないし 2 5 枚目， 2 7 枚目， 2 9 枚目ないし 3 1 枚目， 3 3 枚目ないし 3 6 枚目， 3 8 枚目及び 3 9 枚目のそれぞれ一部並びに 6 枚目， 1 1 枚目， 1 6 枚目， 2 1 枚目， 2 6 枚目， 3 2 枚目及び 3 7 枚目のそれぞれ全部	
	文書 6	2 枚目ないし 5 枚目， 7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部並びに 6 枚目の全部	
	文書 7	2 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9	2 枚目ないし 7 枚目， 9 枚目ないし 1 3 枚目， 1 6 枚目ないし 2 2 枚目， 2 5 枚目ないし 2 9 枚目， 3 1 枚目及び 3 3 枚目のそれぞれ一部並びに 8 枚目， 1 4 枚目， 2 3 枚目， 2 4 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ全部	
	文書 1 0	3 枚目， 7 枚目， 9 枚目及び 1 0 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目及び 8 枚目のそれぞれ全部（ 9 枚目の担当者氏名及び F A X 番号を	

		除く。)
文書 1 2	3 枚目, 8 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目, 6 枚目, 7 枚目及び 10 枚目ないし 2 3 枚目のそれぞれ全部	
	2 4 枚目の添付ファイル名	
文書 1 4	1 枚目, 2 枚目及び 5 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部並びに 3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ全部	
文書 1 5	2 枚目, 4 枚目, 5 枚目, 7 枚目, 9 枚目ないし 1 1 枚目及び 1 7 枚目ないし 2 0 枚目のそれぞれ一部 (1 1 枚目及び 2 0 枚目のそれぞれ担当者氏名並びに 1 9 枚目の担当者氏名, 内線番号及びメールアドレスを除く。)	
	3 枚目, 6 枚目, 1 3 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ全部	
文書 1 6	1 枚目ないし 5 枚目, 9 枚目ないし 1 3 枚目及び 1 5 枚目ないし 2 0 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の担当者氏名, 1 0 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ担当者氏名, 内線番号及び F A X 番号並びに 2 0 枚目の担当者氏名及び F A X 番号を除く。)	
	2 1 枚目の一部 (メールの印刷者, 差出人, 宛先, 本文記載の宛名, 署名欄担当者氏名, 内線番号及びメールアドレスを除く。)	

		7枚目の全部	
	文書17	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部並びに3枚目の全部	
	文書18	2枚目, 3枚目, 6枚ないし9枚目, 12枚目ないし15枚目のそれぞれ一部(6枚目の担当者氏名並びに14枚目及び15枚目の担当者氏名, 内線番号及びメールアドレスを除く。)	
		4枚目, 5枚目及び10枚目のそれぞれ全部	
	文書19	2枚目, 3枚目, 5枚目ないし7枚目, 9枚目, 10枚目, 12枚目, 15枚目及び17枚目ないし21枚目のそれぞれ一部(5枚目の担当者氏名並びに7枚目の担当者氏名, 内線番号及びメールアドレスを除く。)	
		4枚目及び13枚目のそれぞれ全部	
	文書20	2枚目, 3枚目及び6枚目ないし11枚目のそれぞれ一部(7枚目の担当者氏名, 電話番号及びメールアドレスを除く。)	
		4枚目の全部	
	文書21	2枚目, 3枚目, 5枚目, 6枚目, 8枚目, 10枚目ないし12枚目及び14枚目のそれぞれ一部(10枚目の担当者氏名, 内線番号及びメールアドレスを除く。)	
		4枚目, 9枚目及び13枚	

		目のそれぞれ全部
文書 2 2	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 6 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
	4 枚目の全部	
文書 2 3	1 枚目ないし 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部 (3 枚目の担当者氏名, 内線番号及び F A X 番号を除く。)	
文書 2 4	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部並びに 2 枚目の全部	
文書 2 5	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 6 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
	4 枚目の全部	
文書 2 6	1 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部 (4 枚目の担当者の氏名を除く。)	
文書 2 7	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 8	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 6 枚目, 8 枚目, 9 枚目, 1 1 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ一部	
	4 枚目, 1 0 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ全部	
文書 2 9	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	4 枚目の全部	
文書 3 0	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 6 枚目, 1 1 枚目ないし 1 5 枚目及び 1 7 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ担当者氏名を除く。)	
	4 枚目及び 7 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ全部	

文書 3 1	2 枚目ないし 5 枚目及び 10 枚目のそれぞれ一部
	6 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ全部
文書 3 2	3 枚目, 6 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部
	4 枚目の全部
文書 3 3	3 枚目, 8 枚目, 11 枚目及び 14 枚目ないし 16 枚目のそれぞれ一部
	4 枚目ないし 6 枚目, 12 枚目及び 13 枚目のそれぞれ全部
文書 3 4	2 枚目ないし 5 枚目, 8 枚目, 11 枚目及び 13 枚目のそれぞれ一部
	12 枚目の全部
文書 3 5	1 枚目, 2 枚目, 4 枚目, 6 枚目, 8 枚目, 10 枚目, 11 枚目, 13 枚目, 15 枚目, 16 枚目, 18 枚目及び 19 枚目のそれぞれ一部 (1 枚目及び 16 枚目のそれぞれ担当者氏名, 内線番号, 専用線番号及びメールアドレス, 2 枚目, 4 枚目, 6 枚目, 8 枚目, 11 枚目及び 13 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに 18 枚目及び 19 枚目のそれぞれ内線番号及び FAX 番号を除く。)
文書 3 6	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部 (1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)
文書 3 7	2 枚目ないし 29 枚目, 3

		1 枚目, 3 3 枚目, 3 5 枚目, 3 7 枚目, 3 9 枚目, 4 1 枚目, 4 3 枚目, 4 5 枚目, 4 7 枚目, 4 9 枚目, 5 1 枚目, 5 3 枚目, 5 5 枚目, 5 7 枚目, 5 9 枚目, 6 1 枚目, 6 3 枚目, 6 5 枚目, 6 7 枚目, 6 9 枚目, 7 1 枚目, 7 3 枚目, 7 5 枚目, 7 7 枚目, 7 9 枚目及び8 0 枚目のそれぞれ一部(3 枚目ないし1 5 枚目及び1 7 枚目ないし2 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに1 6 枚目, 7 9 枚目及び8 0 枚目のそれぞれ職名, 担当者氏名及び印影を除く。)
	文書 3 8	2 枚目ないし1 4 枚目のそれぞれ一部
	文書 4 0	2 枚目ないし5 枚目のそれぞれ一部
	文書 4 1	2 枚目ないし6 枚目のそれぞれ一部
	文書 4 2	1 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び6 枚目のそれぞれ一部(1 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び6 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)
	文書 4 3	2 枚目ないし4 枚目のそれぞれ一部(3 枚目の欄外の職名及び印影を除く。)
	文書 4 4	2 枚目ないし4 枚目, 6 枚目及び7 枚目のそれぞれ一部(3 枚目及び6 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影

		を除く。)
文書 4 5		1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部 (1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)
文書 4 6		2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部
文書 4 7		1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び印影を除く。)
文書 4 8		2 枚目ないし 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部 (3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)
文書 4 9		2 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部
文書 5 0		1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部 (1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)
文書 5 2		2 枚目ないし 9 枚目, 1 1 枚目, 1 3 枚目, 1 5 枚目, 1 7 枚目及び 1 9 枚目のそれぞれ一部 (4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)
文書 5 4		2 枚目ないし 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
文書 5 5		2 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部
文書 5 6		2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部
文書 5 8		2 枚目ないし 6 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部
文書 5 9		1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部 (3 枚目の担当者氏

		名，内線番号及びFAX番号を除く。)
文書60		2枚目ないし7枚目，9枚目，11枚目及び13枚目のそれぞれ一部
文書63		2枚目ないし5枚目，7枚目及び8枚目のそれぞれ一部
文書64		1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部（3枚目の担当者氏名及び内線番号を除く。）
文書65		1枚目及び3枚目ないし5枚目のそれぞれ一部（3枚目及び4枚目のそれぞれ担当者氏名，内線番号及びFAX番号を除く。）
文書66		1枚目及び3枚目ないし5枚目のそれぞれ一部（3枚目の担当者氏名及び内線番号を除く。）
文書69		2枚目ないし7枚目及び9枚目のそれぞれ一部
文書70		2枚目ないし5枚目，7枚目，8枚目及び10枚目のそれぞれ一部並びに6枚目のページ番号を除く全部
文書71		1枚目及び2枚目のそれぞれ一部
文書72		2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部
文書73		1枚目，3枚目及び5枚目のそれぞれ一部（1枚目及び3枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）
文書74，文書		2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部

7 5 及 び 文 書 7 7 な い し 文 書 7 9		
文 書 8 0	2 枚 目 ない し 5 枚 目, 7 枚 目, 8 枚 目, 1 0 枚 目 及 び 1 1 枚 目 の 所 れ ぞ れ 一 部 ( 3 枚 目 の 欄 外 の 職 名 及 び 印 影 並 び に 7 枚 目 の 担 当 者 氏 名, 内 線 番 号 及 び F A X 番 号 を 除 く。 )	
文 書 8 2	1 枚 目 及 び 3 枚 目 ない し 6 枚 目 の 所 れ ぞ れ 一 部 ( 1 枚 目 及 び 3 枚 目 の 所 れ ぞ れ 欄 外 の 職 名 及 び 印 影 並 び に 4 枚 目 の 担 当 者 氏 名, 内 線 番 号 及 び F A X 番 号 を 除 く。 )	
文 書 8 3	2 枚 目 ない し 3 6 枚 目, 3 8 枚 目, 4 0 枚 目, 4 2 枚 目, 4 4 枚 目, 4 6 枚 目, 4 8 枚 目, 5 0 枚 目, 5 2 枚 目, 5 4 枚 目, 5 6 枚 目, 5 8 枚 目, 6 0 枚 目, 6 2 枚 目, 6 4 枚 目, 6 6 枚 目, 6 8 枚 目, 7 0 枚 目, 7 2 枚 目, 7 4 枚 目, 7 6 枚 目, 7 8 枚 目, 8 0 枚 目, 8 2 枚 目, 8 4 枚 目, 8 6 枚 目, 8 8 枚 目 及 び 9 0 枚 目 の 所 れ ぞ れ 一 部 ( 4 枚 目 ない し 3 5 枚 目 の 所 れ ぞ れ 欄 外 の 職 名 及 び 印 影 を 除 く。 )	
文 書 8 4	1 枚 目, 3 枚 目, 5 枚 目, 7 枚 目, 9 枚 目, 1 1 枚 目, 1 3 枚 目, 1 5 枚 目,	

		17枚目, 20枚目, 21枚目, 23枚目, 26枚目及び28枚目のそれぞれ一部(1枚目, 3枚目, 5枚目, 7枚目, 9枚目, 11枚目, 13枚目, 15枚目, 21枚目, 23枚目, 26枚目及び28枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)	
		19枚目の一部(担当者氏名, 内線番号及びFAX番号を除く。)	
	文書85	3枚目の一部	
2	文書4	1枚目の一部(連絡先を除く。)	個人に関する情報であり, これを公にした場合, 特定の個人を識別でき, 又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う事務に関する情報であって, 公にすることにより, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書5	1枚目, 3枚目, 4枚目, 6枚目及び9枚目のそれぞれ一部(1枚目の連絡先, 3枚目及び9枚目のそれぞれ内線番号並びに6枚目のFAX番号及びメールアドレスを除く。)	
	文書6ないし文書9	1枚目の一部(連絡先を除く。)	
	文書10	同上 9枚目の担当者氏名	
	文書11	1枚目, 3枚目, 4枚目, 7枚目及び8枚目のそれぞれ一部(1枚目の連絡先, 3枚目及び7枚目のそれぞれ内線番号並びに8枚目のFAX番号及びメールアドレスを除く。)	
	文書12	1枚目の一部(連絡先を除く。)	

		24枚目のメールの印刷者，差出人，宛先，件名の一部，本文記載の宛名及び署名欄担当者氏名
	文書13	1枚目，3枚目，5枚目及び7枚目のそれぞれ一部（1枚目の連絡先，3枚目及び7枚目のそれぞれ内線番号並びに5枚目のFAX番号及びメールアドレスを除く。）
	文書15	1枚目の一部（連絡先を除く。）
		11枚目，19枚目及び20枚目のそれぞれ担当者氏名
	文書16	5枚目，6枚目，8枚目，10枚目，11枚目，14枚目及び20枚目のそれぞれ担当者氏名
		21枚目のメールの印刷者，差出人，宛先，本文記載の宛名及び署名欄担当者氏名
	文書18	1枚目の一部（連絡先を除く。）
		6枚目，14枚目及び15枚目のそれぞれ担当者氏名
	文書19	1枚目の一部（連絡先を除く。）
		5枚目及び7枚目のそれぞれ担当者氏名
	文書20	1枚目の一部（連絡先を除く。）
		7枚目の担当者氏名
	文書21	1枚目の一部（連絡先を除く。）

		10枚目の担当者氏名
文書22		1枚目の一部（連絡先を除く。）
文書23		3枚目及び8枚目のそれぞれ担当者氏名
文書25		1枚目の一部（連絡先を除く。）
文書26		4枚目の担当者氏名
文書28 及び文書 29		1枚目の一部（連絡先を除く。）
文書30		同上
		5枚目及び13枚目のそれぞれ担当者氏名
文書31		1枚目の一部（連絡先を除く。）
文書32		同上
		9枚目の一部
文書33		1枚目の一部（連絡先を除く。）
文書34		同上
文書35		1枚目，16枚目及び17枚目のそれぞれ担当者氏名
		2枚目，4枚目，6枚目，8枚目，11枚目及び13枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書36		1枚目及び3枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書37		1枚目の一部（連絡先を除く。）
		3枚目ないし15枚目及び17枚目ないし28枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
		16枚目，79枚目及び80枚目のそれぞれ職名，担

		当者氏名及び印影
文書 3 8		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 3 9		同上
		1 1 枚目ないし 1 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 4 0 及び文書 4 1		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 4 2		1 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 4 3		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
		3 枚目の欄外の職名及び印影
文書 4 4		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
		3 枚目及び 6 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 4 5		1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 4 6		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 4 7		1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 4 8		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
		3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 4 9		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 5 0		1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 5 1		1 枚目の一部（連絡先を除く。）

文書 5 2	同上
	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 5 3 ないし文書 5 8	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 5 9	3 枚目の担当者氏名
文書 6 0 ないし文書 6 3	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 6 4	3 枚目の担当者氏名
文書 6 5	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ担当者氏名
文書 6 6	3 枚目の担当者氏名
文書 6 7 ないし文書 7 0 及び文書 7 2	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 7 3	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 7 4	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 7 5	同上
	6 枚目の担当者氏名
文書 7 6 ないし文書 7 9	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 8 0	同上
	3 枚目の欄外の職名及び印影
	7 枚目の担当者氏名
文書 8 1	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 8 2	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
	4 枚目の担当者氏名

	文書 8 3	1 枚目及び 9 2 枚目のそれぞれ一部（1 枚目及び 9 2 枚目のそれぞれ連絡先を除く。） 4 枚目ないし 3 5 枚目， 1 0 3 枚目及び 1 0 5 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書 8 4	1 枚目， 3 枚目， 5 枚目， 7 枚目， 9 枚目， 1 1 枚目， 1 3 枚目， 1 5 枚目， 2 1 枚目， 2 3 枚目， 2 6 枚目及び 2 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影 1 8 枚目ないし 2 0 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ担当者氏名	
	文書 8 5	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
3	文書 4	1 枚目の連絡先	<p>国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
	文書 5	同上 3 枚目及び 9 枚目のそれぞれ内線番号 6 枚目の F A X 番号及びメールアドレス	
	文書 6 ないし文書 9	1 枚目の連絡先	
	文書 1 0	同上 9 枚目の F A X 番号	
	文書 1 1	1 枚目の連絡先 3 枚目及び 7 枚目のそれぞれ内線番号並びに 8 枚目の F A X 番号及びメールアドレス	
	文書 1 2	1 枚目の連絡先 2 4 枚目のメール本分記載	

		の署名欄内線番号及びメールアドレス
文書 1 3		1 枚目の連絡先, 3 枚目及び 7 枚目のそれぞれ内線番号並びに 5 枚目の F A X 番号及びメールアドレス
文書 1 5		1 枚目の連絡先
		1 9 枚目の内線番号及びメールアドレス
文書 1 6		6 枚目, 8 枚目, 1 0 枚目, 1 1 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ内線番号及び F A X 番号
		2 0 枚目の F A X 番号
		2 1 枚目のメール本文記載の署名欄内線番号及びメールアドレス
文書 1 8		1 枚目の連絡先
		1 4 枚目及び 1 5 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス
文書 1 9		1 枚目の連絡先
		7 枚目の内線番号及びメールアドレス
文書 2 0		1 枚目の連絡先
		7 枚目の電話番号及びメールアドレス
文書 2 1		1 枚目の連絡先
		1 0 枚目の内線番号及びメールアドレス
文書 2 2		1 枚目の連絡先
文書 2 3		3 枚目及び 8 枚目のそれぞれ内線番号及び F A X 番号
文書 2 5 及び文書 2 8 ない し文書 3		1 枚目の連絡先

4		
文書 3 5	1 枚目及び 1 6 枚目のそれぞれ内線番号，専用線番号及びメールアドレス	
	1 7 枚目ないし 1 9 枚目のそれぞれ内線番号及び F A X 番号	
文書 3 7 ないし文書 4 1， 文書 4 3，文書 4 4， 文書 4 6， 文書 4 8，文書 4 9 及び 文書 5 1 ないし文書 5 8	1 枚目の連絡先	
文書 5 9	3 枚目の内線番号及び F A X 番号	
文書 6 0 ないし文書 6 3	1 枚目の連絡先	
文書 6 4	3 枚目の内線番号	
文書 6 5	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ内線番号及び F A X 番号	
文書 6 6	3 枚目の内線番号	
文書 6 7 ないし文書 7 0， 文書 7 2 及び，文書 7 4	1 枚目の連絡先	
文書 7 5	同上	
	6 枚目の内線番号	

	文書 7 6 ないし文書 7 9	1 枚目の連絡先	
	文書 8 0	同上 7 枚目の内線番号及び F A X 番号	
	文書 8 1	1 枚目の連絡先	
	文書 8 2	4 枚目の内線番号及び F A X 番号	
	文書 8 3	1 枚目及び 9 2 枚目のそれぞれ連絡先	
	文書 8 4	1 8 枚目及び 1 9 枚目のそれぞれ内線番号及び F A X 番号並びに 2 5 枚目の内線番号	
	文書 8 5	1 枚目の連絡先	
4	文書 3	3 枚目, 5 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, これを公にした場合, 特定の個人を識別でき, 又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 無料宿舎対象者に係る情報であり, 自衛隊の緊急参集態勢が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから, 法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 8	3 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 9	2 枚目ないし 2 7 枚目, 2 9 枚目, 3 1 枚目, 3 3 枚目, 3 5 枚目, 3 7 枚目, 3 9 枚目及び 4 1 枚目のそれぞれ一部 (1 1 枚目ないし 1 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)	
	文書 5 1	3 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 3 及び文書 5 7	2 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 1	3 枚目, 4 枚目, 7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 2	2 枚目, 3 枚目及び 6 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ一部	

	文書 6 7	2 枚目及び 5 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6 8	2 枚目ないし 5 枚目, 7 枚目及び 9 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7 6	2 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8 1	4 枚目, 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8 3	9 3 枚目ないし 1 1 6 枚目, 1 1 8 枚目, 1 2 0 枚目, 1 2 2 枚目, 1 2 4 枚目及び 1 2 6 枚目のそれぞれ一部 (1 0 3 枚目及び 1 0 5 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)	
5	文書 2 3	6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	公務員宿舎の所在等に関する情報であり, これを公にすることにより, 当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害, 当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから, 法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。